

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

熊取町 健康福祉部介護保険課

令和元年11月作成
令和2年6月追記
令和7年6月改正

1. 例外給付の対象となる要件

要支援1、要支援2、及び要介護1の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できませんが、様々な疾患等によって、厚生労働省の示した状態方に該当する方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

ただし、軽度者に対する例外給付については、あくまでも例外的な取り扱いです。福祉用具の安易な利用は、利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

① 平成27年厚生労働省告示第94号第31号イ(以下、「利用者等告示第31号のイ」という)(別表)で定める状態像に該当する場合

※該当するかどうかは、直近の認定調査結果を用いて確認します。

必要性については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が判断してください。(軽度者に対する指定(介護予防)福祉用具貸与理由書(以下、「理由書」という。))の提出は不要です。

② 利用者等告示第31号のイ(別表)で定める状態像に該当しない場合

次の i)～iii)のいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断された場合、理由書を提出し、町が確認することで保険給付が可能となります。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するにいたる事が確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断出来る者

2. 理由書の提出方法について

(1) 提出時期

ア 新規に当該福祉用具を貸与するとき

原則、当該福祉用具を貸与しようとする日までに提出してください。身体状態の急変により、急遽必要になった場合、利用開始日の属する月の末日までに提出し、その時に利用開始日をお申し出ください。利用開始日に遡り利用を承認します。ただし、サービス担当者会議の開催日以前に遡ることはできません。

貸与開始月を過ぎて理由書を提出した場合は、提出日の属する月からの保険給付となります。

イ 更新で当該福祉用具貸与を継続するとき

原則、貸与提供開始月の前月末までに、提出してください。認定結果が遅れている場合は、暫定プランを作成し、サービス担当者会議を開催し必要書類を提出してください。認定確定後、要介護度等を確認し承認通知書を送付します。例外給付の対象外となった場合は、通知書の送付はしません。

ウ 居宅介護支援事業所の変更があるとき

原則、変更があった時点で、速やかに提出してください。新規にアセスメントを実施し、サービスについて再検討されると思われますのでその状況により申し出が必要となります。

利用者の状況およびサービス利用について変化がなく目標も同じであれば、事業所の情報連携(コピーを受領)により提出が不要となります。

エ 自己作成のとき

サービス担当者会議により適切な利用について判断する必要があることから例外給付は認められません。例外給付が必要な場合は、居宅介護支援の届出をしてください。

(2) 介護保険課に提出前の利用

介護保険課の確認を受けていない状況で福祉用具貸与の例外給付が行われた場合、給付の対象外となる場合があります。初回利用時には、必ず介護保険課に使用開始日までにご連絡ください。

特に、サービス担当者会議実施前に貸与を開始すると介護保険給付の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(3) 確認提出書類

- 指定(介護予防)福祉用具貸与理由書
- サービス担当者会議の要点
- ケアプラン(※要介護の場合:ケアプラン1～3表、要支援の場合:介護予防サービス支援計画表)